

諮問第195号の答申

小売物価統計調査の変更について

本委員会は、諮問第 195 号による小売物価統計調査について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和 7 年 5 月 28 日付け総統物第 134 号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「小売物価統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査対象の範囲の変更

(ア) 選定基準に基づく調査品目の変更等

本申請では、本調査のうち、毎月実施する「動向編」及び奇数月に実施する「構造編」の調査品目について、図表 1 のとおり変更する計画である。

図表 1 本申請における調査品目の変更事項

調査区分	変更内容	変更理由
動向編	①調査品目のうち10品目の廃止 (令和9年1月調査から)	品目の選定基準に基づき廃止するもの
	②2品目（プリンタ用インク、メモリーカード）の廃止 (令和9年1月調査から)	POS情報を活用することにより調査品目から廃止するもの
	③調査品目の一部について名称を変更 (令和8年1月調査から)	家計調査の収支項目分類等を踏まえて変更するもの
構造編	④ビール風アルコール飲料 (令和9年1月調査から)	動向編における品目の廃止に合わせて廃止するもの

このうち、①と④の動向編及び構造編における調査品目の廃止については、本調査の集計事項である消費者物価指数の2025年基準改定に合わせた対応であり、「小売物価統計調査（動向編・構造編）の品目の選定基準」^{（注1・2）}に基づき把握の必要性が低下した調査品目を廃止するものであることから、適当である。

ただし、調査品目については、設定及び変更に係る考え方並びにその変更が消費者物価指数等の結果精度に与える影響について、統計利用者に対する情報

(案)

提供をより丁寧に行うことが必要であることを、後記 4 の「今後の課題」に掲げることとしたい。

また、②の P O S 情報の活用については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「第Ⅳ期基本計画」という。）及び統計委員会第 142 号の答申（令和 2 年 9 月 9 日付け統計委第 14 号。以下「前回答申」という。）において「P O S 情報を活用する品目の拡大」について課題とされているところ、これらの課題の趣旨に沿って適切に対応するものであり、統計調査員の業務負担の軽減に資するものであることから、適当である。

なお、P O S 情報を活用する調査品目を今後も拡大するためには、価格の代表性等も踏まえつつ、白物家電や食料等といったこれまで未活用の調査品目への拡大を進める必要があることを、後記 4 の「今後の課題」に掲げることとしたい。

さらに、③の調査品目の名称変更については、家計調査の収支項目分類に整合させるものであり、これにより、調査品目と家計調査の収支項目分類との関係がより明確となり、統計利用者の利便性の向上に資するものであることから、適当である。

なお、調査品目の名称については、一般的に広く使用されているものとするのが望ましく、引き続き、統計利用者の利便性向上に資する観点から、必要に応じて見直すことが望まれる。

（注 1） 統計委員会答申（平成 27 年 9 月 17 日付け府統委第 83 号。以下「平成 27 年答申」という。）により了承されたもの。選定基準（動向編）においては、次の基準 i ～ iii により判断し、原則、全ての基準に該当する品目を調査品目として選定することとしている。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
- ii) 消費者物価指数における中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

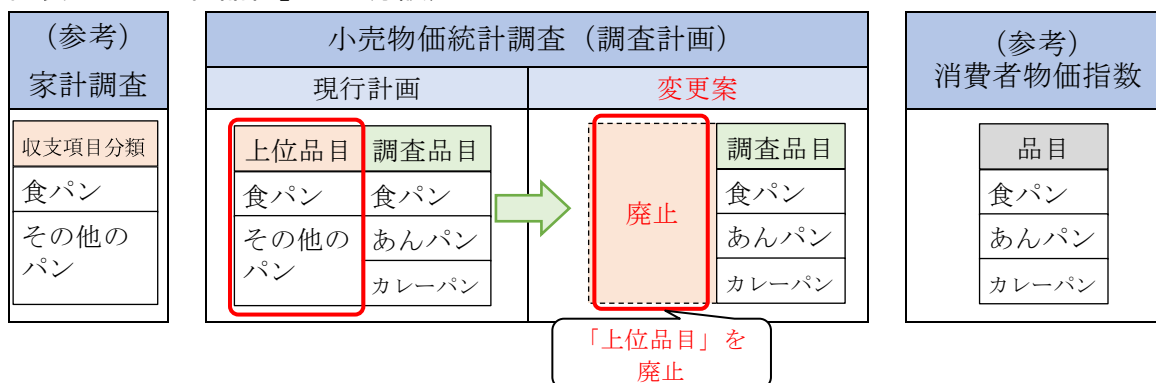
（注 2） 構造編の調査品目は、「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」において、動向編の調査品目の中から所定の基準に基づき選定することとしている。なお、同基準も、平成 27 年答申により了承されている。

（イ）品目の名称整理

本調査では、調査計画の別表 1 において、具体の調査品目名を記載している。このうち、構造編については、家計調査の設定品目に準じて財・サービス群を設定した上位品目と調査品目を併記して記載している。

本申請では、令和 8 年 1 月調査から、上位品目の区分について、図表 2 のとおり廃止する計画である。

図表2 「上位品目」の区分設定



これについては、本調査は、調査対象の範囲等を調査品目ごとに定めていることから、上位品目を廃止することにより調査の実施に影響が生じるものではなく、統計利用者の利活用上の支障もないことから、適当である。

なお、家計調査の収支項目分類と本調査や消費者物価指数の品目との対応関係については、引き続き、統計利用者に対する情報提供を丁寧に行うことが望まれる。

イ 使用する統計基準等の記載の変更

本調査の調査計画においては、集計結果（消費者物価指数）を対象とした「経済指標に関する「統計基準」も「使用する統計基準等」として記載されている。本申請では、季節調整プログラムについて、プログラムの更新に伴い、令和8年1月調査から、調査計画上の記載を「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」^(注)に変更することを計画している。

これについては、現在の季節調整用ソフトウェアの提供が既に終了していることを受けたものであり、季節調整の手法を変更するものではないこと、公表値に及ぼす影響はないことから、適当である。

(注) 「X-13ARIMA-SEATS」は、「X-12-ARIMA」の後継として米国センサス局から公開された季節調整プログラムであり、従来のX-12-ARIMAと同様の季節調整 (x11コマンド) に加え、スペイン銀行により開発されたTRAMO-SEATSによる季節調整 (seatsコマンド) を追加したもの。本調査については、x11コマンドによる季節調整を行うものであり、従来と方法は変わらない。

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

前回答申における検討課題及び対応状況は、図表3のとおりとなっている。

図表3 統計委員会の諮問第170号の答申における検討課題及び対応状況

検討課題	対応状況
①POS情報等を活用する品目の拡大の検討 小売物価統計調査（動向編）の調査品目について、消費者物価指数の精度向上等に調査のリソースを集中させるためにも、POS情報等を活用する品目を拡大できないか、引き続き研究すること。	・物価指数研究会等において専門家の知見を確認しながら検討しており、2025年基準から新しく「プリンタ用インク」及び「メモリーカード」について、POS情報等を活用する品目として追加する予定

②選定基準における品目の定義の検討等 品目の定義は、選定基準に大きな影響を及ぼすことから、統計精度の更なる向上を目指すためにも、調査の実施可能性を勘案しつつ、その基本的な考え方を含め継続的に検討すること。 また、小売物価統計調査（動向編）の調査品目の選定に当たっては、家計調査を補完する参考情報として業界統計やサービス利用者に対するアンケート調査結果等を一層活用すること。 さらに、近年増加しつつあるダイナミック・プライシング（変動料金制）等、デジタル化の進展に伴い変化する価格への対応についても継続して研究を進めること	・ 品目の定義については、本調査の実施可能性や消費者物価指数に及ぼす影響等を踏まえて検討し、消費者物価指数は家計調査の結果の実質化に活用されていることなどから、調査品目も家計調査の収支項目分類と整合をとる必要があると整理し、一部の品目を変更する予定 ・ 調査品目の選定やウエイトの作成においては、従来、業界統計等も参照して検討しているほか、携帯電話通信料の指数作成における代表的な料金選定の検討や、ウェブスクレイピングによる価格収集及び消費者物価指数の作成方法の検討等に当たって、利用者アンケートの利用等を実施 ・ 多様化する価格を的確に捉えるため、料金体系の変更等に関する情報収集を常時進めており、必要に応じて、消費者物価指数におけるモデル品目の計算方法を変更。令和6年度においては新たにダイナミック・プライシングに関する調査研究を実施
③構造編の在り方の検討 小売物価統計調査（構造編）は、現行の消費者物価地域差指数の利活用状況を踏まえつつ、その在り方について継続的に検討すること。	・ 消費者物価地域差指数については、社会保険料等の算定に用いている厚生労働大臣が定める現物給与価額の算定において利用されていることを確認 ・ 今後も現行の調査・集計方法を継続
④特売価格の実施状況の把握 特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討中であるが、引き続き検討すること。	・ POSデータを活用した通常価格との差や実施頻度などの研究を学識経験者と共同で続けており、直近では令和7年3月に共同研究会合を開催するなど、継続的な研究を実施

このうち、①のPOS情報等を活用する品目の拡大の検討については、前記1（2）ア（ア）のとおりである

また、②の選定基準における品目の定義の検討等については、以下のとおりである。

- ・ 「品目の定義」については、課題の趣旨に沿った取組がされており、適当である。一方、家計調査の収支項目分類よりも細かく調査品目が設定されているなど両者が一致していない品目については、その設定に係る理由等を統計利用者に対して情報提供する必要があることから、後記4の「今後の課題」に掲げることとした。
- ・ 「小売物価統計調査（動向編）の調査品目の選定に係る業界統計等の活用」については、課題の趣旨に沿った取組がされており、適当である。
- ・ 「ダイナミック・プライシング（変動料金制）等への対応」については、課題の趣旨に沿った取組がされており、適当である。なお、当該取組が進展することにより、様々な価格変化への対応が可能になることが期待されることから、後記4の「今後の課題」に掲げることとしたい。

さらに、③の構造編の在り方の検討については、現行の消費者物価地域差指数の利活用状況を踏まえると、現行の調査・集計方法を継続するとの調査実施者の検討結果は適当である。

最後に、④の特売価格の実施状況の把握については、課題の趣旨に沿った対応が行われており、適当である。

(案)

なお、特売価格については、通常価格との差に留意しつつ、引き続き研究を進めることが望ましい。

3 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況

第Ⅳ期基本計画における本調査に関する検討課題及びその対応状況は、図表4のとおりである。

図表4 第Ⅳ期基本計画に対する対応

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	対応状況
第2 2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	民営家賃や帰属家賃に係る精度向上に向けて、消費者物価指数の基準改定に合わせた家賃関数の推計に用いる説明変数の見直し等を行うほか、令和7年度に有識者や民間企業と連携したタスクフォースを立ち上げ、家賃データの活用に係る専門的事項について課題の整理等を行う予定
第3 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担への配慮	POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する	総務省、 各府省	POSデータ、ウェブスクレイピングデータ等の活用対象の拡大について研究を実施

このうち、「消費者物価指数の精度向上に係る各種課題の検討」については、民営家賃や帰属家賃に係る精度向上に向けた取組等、各種課題への検討が適宜進められていることから、適当である。

なお、本対応については、法第55条に基づく統計法施行状況報告において、毎年
の取組の進捗状況について、報告することが必要である。

また、「POSデータ、ウェブスクレイピングデータの活用拡大」については、
前記1（2）ア（ア）のとおりである

4 今後の課題【P】

（1）POS情報等の活用拡大についての検討の加速化

白物家電や食料等の調査品目におけるPOS情報等の活用について価格の代表性等を踏まえつつ検討することや、デジタル化の進展等により導入例が多くなってきているダイナミック・プライシング（料金変動制）等への対応を検討すること等、次回

(案)

(令和 12 年) の消費者物価指数の基準改定までに、検証や研究をいっそう進めること。

(2) 調査品目に係る情報提供の充実

調査品目については、設定及び変更に係る考え方、その変更が消費者物価指数等の結果精度に与える影響、家計調査の収支項目分類との対応関係等、統計利用者にとって参考となる情報をより充実させた上で、令和 8 年(2026 年) 8 月に行われる予定の消費者物価指数の 2025 年基準への移行の際に、丁寧に情報提供を行うこと。